

×

×

※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

(07)
午後の部
第三十七問答案用紙

受験地
受験番号
氏名

第1欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第2欄

【登記することができない事項】

【理由】

第3欄

【登記の事由】



※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

(07)

午後の部

第三十七問答案用紙

第3欄 (続き)

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第4欄

【登記することができない事項】

【決議すべきであった議案】

第5欄

【説明すべき事項】

×

×